

移住支援金対象要件チェックリスト

※共通の要件を満たし、かつ、一般就業、専門人材就業、起業、テレワーク、関係人口のいずれかの要件を満たす場合、移住支援金の対象となる可能性があります。



※支援金額は市町村によって異なります。

※支援金の申請には、チェックリストに記載されている要件に加え、市町村独自の要件を満たす必要がある場合もございますので、詳細については市町村にお問い合わせください。

※申請日から5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合等は、移住支援金の返還を請求することがある。

令和7年6月13日

和歌山県地域振興課

■共通の要件 *全ての項目に該当すること。

- ☐ 住民票を移す前日まで、10 年間のうち通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（※）以外の地域に在住し、東京 23 区内へ通勤していた。（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）
- ☐ 住民票を移す前日まで、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（※）以外の地域に在住し、東京 23 区内へ通勤していた。
ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 ヶ月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。

※条件不利地域に該当する市町村は以下のとおり

【東 京 都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼 玉 県】秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

【千 葉 県】銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

上記 2 項目について、東京圏のうちの条件不利地域（※）以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、修業年限を上限（ただし、高等専門学校は 2 年を上限）として通学期間も対象期間とすることができる。

- ☐ 移住支援金の申請時において、和歌山県内へ転入後 1 年以内である。
- ☐ 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思がある。
- ☐ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。
- ☐ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有している。

- 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、県及び移住先の市町村が認める場合を除く。

●一般就業の要件 *全ての項目に該当すること

- ☐ 勤務地が和歌山県内に所在する。
- ☐ 就業先が、和歌山県が移住支援金の対象として、和歌山県就職支援サイト「はたらコードわかやま」に掲載している求人である。
<https://hataracoorde.com/ijushien/>
- ☐ 上記求人への応募日が、和歌山県就職支援サイト「はたらコードわかやま」に移住支援金の対象求人として掲載された日以降である。
- ☐ 就業者に 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でない。
- ☐ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している。
- ☐ 当該法人に、移住支援金の申請日から 5 年以上継続して勤務する意思がある。
- ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用される。

●専門人材就業の要件 *全ての項目に該当すること

- ☐ 国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者である。
- ☐ 勤務地が和歌山県内に所在する。
- ☐ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している。
- ☐ 当該法人に、移住支援金の申請日から 5 年以上継続して勤務する意思がある。
- ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用される。
- ☐ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。

●起業の要件

- ☐ 和歌山県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けている。

●テレワークの要件 *全ての項目に該当すること

- ☐ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
- ☐ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週 20 時間以上テレワークを実施する。
- ☐ 国が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない。

●関係人口の要件 *全ての項目に該当すること

和歌山市	☐ わかやま暮らし応援金交付要綱に規定する要件を満たした者のうち、農林水産業に従事すること。
海南市	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 ☐ 申請時の年齢が 60 歳未満である。 ☐ 次に掲げるいずれかの要件を満たす者。 ○ 転入するまでに海南市にふるさと納税をしている。 ○ 転入するまでに海南市またはわかやま移住定住支援センターの現地案内により海南市への訪問経験がある。 ○ 申請時において、鈴木姓である。 ○ お菓子に関するインフルエンサーであり、ソーシャルネットワーキングサービスにおいて、フォロワー人数が 10,000 人以上である。 【地域の担い手確保の要件】 ☐ 次に掲げるいずれかの要件を満たす者。 ○ 海南市内の農林水産業に就業する者。 ○ 海南市内の家業を継承する者。 ○ 漆器や家庭用品など、海南市の伝統産業の発展に寄与すると認められる業種に就業する者。
橋本市	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ☐ 転入する前に、ワンストップパーソン（移住コンシェルジュ）を介して移住相談をしたことがある方で、以下の条件のいずれか 1 つ以上に該当する者。

	☐ インターネット販売で橋本市産の柿を購入し、口コミ等で「この世界を柿色に染めたい」とつぶやいた方。 ☐ 橋本市に直近二年間でふるさと納税をしたことがある方。 ☐ 橋本市主催の就職相談会に参加し参加証明書の発行を受けた方。 【地域の担い手確保の要件】 ☐ 農林業に就業する者。 ☐ 地域課題解決型移住として、橋本市が定めた事業者就職した者。 （タクシー・バス運転手、橋本市ホームページ「橋本で働こう」に掲載事業者）
有田市	☐ 有田市のワンストップパーソン（移住相談ができる職員をいう。）へ移住相談をしたことがある方。 ☐ 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ☐ 有田市内で農林水産業に就業する者。 ☐ 有田市で営まれている家業に就業する者。
御坊市	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ☐ ワンストップパーソン（移住希望者の相談対応担当職員）への移住相談のために御坊市に来たことがある方、又は転入するまでに御坊市へふるさと納税をしたことがある方で、御坊市内の事業所に就職、又は御坊市内で起業された方。（就業要件等は、実施要領の一部を準拠する）
	【地域の担い手確保の要件】 ☐ 農林水産業に就業する者。 ☐ 農林水産業の振興にかかる事業関係者として深く関わりのあるものとして認められる者。

	☐ 家業を承継する者。（親元等の農業経営、店舗や町工場など） ☐ バス運転手、タクシー運転手に従事する者、又はその意向がある者。
田辺市	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ☐ 移住前に田辺市のワンストップパーソンによる移住相談や移住支援を受けた者。 ☐ 移住先の自治会や町内会などの地縁団体に所属する者。または地縁組織がない地域等において、地域コミュニティ活動へ積極的に参加する意思が認められる者。 【地域の担い手確保の要件】 ☐ 田辺市内の農地を所有しまたは借りて農作物を栽培（畜産を含む）する者、もしくは田辺市の新規就農育成補助金を活用し農家研修を受けている者で、修了後に営農する者。 ☐ 田辺市内に所在する森林組合又は民間の林業事業体に就職し、森林の管理や整備、共販所運営等に携わる者。 ☐ 田辺市内に所在する漁業協同組合に加入し、漁業または水産養殖業に従事する者。 ☐ 田辺市で営まれている家業に就業する者。 ☐ 田辺市で営まれている事業を承継する者。
新宮市	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。

	【支給対象者の要件】 ☐ 転入時に 60 歳未満であること。 ☐ 移住した年度の前年度もしくは前々年度で新宮市にふるさと納税を 1 回以上行っていること。 ☐ 観光のために 1 回以上新宮市へ来たことがある。 ☐ 移住又は就農等について新宮市職員へ相談するために新宮市へ来たことがある。 【地域の担い手確保の要件】 ☐ 農林水産業に従事する者。 ☐ 新宮市へ住民票を移した日から 1 年以内に本市内において起業している。 ☐ 就業の場合は次に掲げる事項の全てについて該当すること。 ☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用される者であること。 ☐ 就業先が風俗営業等の規制及び業務適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業者でないこと。 ☐ 就業先が暴力団等の反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
紀の川市	☐ 転入時に 50 歳未満であり、かつ、ワンストップパーソンを介して移住相談をしたことがある者であって、以下の条件のいずれか 1 つ以上に該当する者。 ☐ 紀の川市移住促進支援事業補助金を活用したことがあること。 ☐ 転入するまでに紀の川市へふるさと納税をしたことがあること。 ☐ 転入するまでに紀の川市空家バンク実施要綱第 7 条第 2 項に定める紀の川市空家バンク利用希望者台帳に登録されていること。 ☐ 移住後、わかやまナビゲーターズ設置要綱に定めるわかやまナビゲーターズとして登録すること。

	☐ 農林水産業に就業する者または 3 親等内の親族が経営する市内店舗等を事業承継する者。
岩出市	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 ☐ 転入時に 50 歳未満であること。 ☐ 移住した年度の、前年度又は前々年度で岩出市にふるさと納税を 1 回以上された方。 ☐ 岩出市職員への移住又は就農等の相談のために岩出市に来たことがある。 【地域の担い手確保の要件】 ☐ 農林水産業に就業する者。
紀美野町	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ☐ 紀美野町を訪れて、ワンストップパーソンによる移住支援を受けていること。 ☐ 申請時の年齢が 60 歳未満である。 【地域の担い手確保の要件】 ☐ 農林水産業に就業する者。 ☐ 家業を継承する者。 ☐ 棕櫚製品製造等の伝統産業を営む者。

かつらぎ町	☐ 転入時に 50 歳未満であり、かつ、ワンストップパーソンを介して移住相談をした者であって、以下の要件のいずれかに該当するもの。 ○ 転入するまでにかつらぎ町へふるさと納税をしたことがある。 ○ 転入するまでにかつらぎ町ふるさと住民制度への登録がある。 ☐ 農林水産業に就業する者。
九度山町	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ☐ 転入するまでに九度山町への訪問経験がある。もしくは、転入するまでに九度山町にふるさと納税をしている。 ☐ ワンストップパーソンの支援を受けている。 【地域の担い手確保の要件】 ☐ 農林水産業に就業する者。 ☐ 家業等へ就業する者。
高野町	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ☐ 高野町の移住相談を受けた者。 ☐ 転入するまでに高野町にふるさと納税をしている者。 ☐ 高野町へ移住後、町内会へ加入することができ、町内会が関わるイベント等に恒常的に参加できる者。 【地域の担い手確保の要件】

	☐ 高野町内の農林業に就業する者。 ☐ 移住前から、町内会等がかかわるイベント等に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。
湯浅町	☐ 湯浅町のワンストップパーソンを介して移住相談を受けていること。 ☐ 直近 1 年以内に湯浅町にふるさと納税をしていること。 ☐ 転入時に 65 歳未満であること。 ☐ 湯浅町内で農林水産業に就業すること。
広川町	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ☐ 広川町への訪問経験がある。もしくは、広川町にふるさと納税をしている。 ☐ ワンストップパーソンの支援を受けている。 【地域の担い手確保の要件】 ☐ 農林水産業に就業する者。 ☐ 家業等へ就業する者。 ☐ 広川町が認めた企業に就業した者。 ☐ 広川町や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者。

有田川町	☐ 移住前に本町を訪問し、本町移住担当職員への相談経験があること。 ☐ 移住前に本町又は和歌山県が主催する本町での農業インターンシップ等への参加経験を有すること。 ☐ 農林水産業に就業する者。
美浜町	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ☐ 転入時に 50 歳未満であり、かつ、ワンストップパーソン（移住希望者の相談対応職員）を介して移住相談をしたことがある者。 ☐ 移住した年度、前年度又は前々年度で美浜町にふるさと納税を 1 回以上された方。 【地域の担い手確保の要件】 ☐ 農林水産業に就業する者。 ☐ 町内の事業所に就職、又は町内で起業する者。 ☐ 町内のまちづくり団体に就業する者。
日高町	☐ 日高町に居住する意思のある者。 ☐ 農業、水産業に就業する者。
由良町	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】

	☐ 転入時 40 歳未満の方。 ☐ 由良町へ来町し、ワンストップパーソン若しくは移住定住支援員に移住相談をした方。 ☐ 移住体験施設を利用した方 【地域の担い手確保の要件】 ☐ 地域の担い手（農業者）の下記の要件を満たすこと。 ☐ 直近 5 年間に町が行った農業インターン事業等に参加した方。 ☐ 町の推奨する柑橘等の栽培に関する農業に従事する方。 ☐ 地域の担い手（獣害担い手）の下記の要件を満たすこと。 ☐ 猟銃免許第一種銃猟免許若しくは第二種銃猟免許取得者
印南町	☐ ワンストップ窓口と移住に向けて継続的に相談している者。 ☐ 地域での活動や地域の人々との関わりを確約できる者。 ☐ 農業水産業に就業する者。
みなべ町	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ☐ 転入前にワンストップパーソンへ移住相談したことがある者又は転入前にみなべ町へふるさと納税をしたことがある者。 【地域の担い手確保の要件】 ☐ 農林水産業に就業する者。 ☐ 農林水産業の振興に深く関わりのある事業関係者として認められる者。

	☐ みなべ町で営まれている家業に就業する者。 ☐ みなべ町で営まれている事業を継承する者。
日高川町	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ☐ ワンストップ窓口と移住に向けて継続的に相談している。 ☐ 自治会に所属し、積極的な活動への参加が確約できる者。 【地域の担い手確保の要件】 ☐ 農林水産業に就業する者。（家業継承を含む） ☐ 地域課題解決型移住として、日高川町が定めた事業者に就職した者。（タクシー・バス運転手、介護職関係）
白浜町	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ☐ 転入時に申請者の年齢が 60 歳未満の者。 【地域の担い手確保の要件】 ☐ 町内の農林水産業に就業する者。 ☐ 地域コミュニティに参加する者。（町内会・地域ボランティア・イベント・祭り・消防団等） ☐ 白浜町企業誘致促進条例第 2 条に定める事業所に就業する者。
上富田町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。

	【支給対象者の要件】 ☐ 転入時の年齢が 50 歳未満であること。 ☐ 本町のワンストップパーソン（移住相談担当課職員）を介して移住相談をしたことがあること。 【地域の担い手確保の要件】 ☐ 農林水産業に就業する者。
すさみ町	下記【支給対象者の要件】に該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 ☐ 転入時の年齢が 50 歳未満であること。 ☐ すさみ町へ来町し本町のワンストップパーソン（移住相談担当課職員）を介して移住相談をしたことがあること。 【地域の担い手確保の要件】 ☐ 農林水産業に就業する者。（家業継承を含む）
那 智 勝 浦 町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。 【支給対象者の要件】 ☐ 転入時の年齢が 40 歳未満であること。 ☐ 那智勝浦町へ来町し本町のワンストップパーソン（移住相談担当課職員）を介して移住相談をしたことがあること。 【地域の担い手確保の要件】 ☐ 農林水産業に就業する者。

	☐ 家業等へ就業する者。
太地町	下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】に該当すること。 【支給対象者の要件】 ☐ 転入時に 40 歳未満であること。
	☐ 太地町へ来町し本町のワンストップパーソンを介して移住相談をしたことがあること。
	【地域の担い手確保の要件】 ☐ 農林水産業に就業する者。
古座川町	☐ 転入時に 50 歳未満であって、ワンストップパーソンの支援を受けた者。
	☐ 農林水産業に就業する者。
北山村	☐ 転入時に 45 歳未満であること。
	☐ 北山村への訪問経験があること。
	☐ ワンストップパーソンの支援を受けている。
	☐ 農林水産業に就業する者。
串本町	☐ 申請時から 5 年以上継続して居住する意思を有していること。
	☐ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業すること。
	☐ 当該中小企業等に、補助金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

	☐ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、当該中小企業等に新規雇用されるものであること。 ☐ 農林水産業に就業する者。
--	--